

プラザ洞津利用料金減免申請書 (個人利用)

組合員証 記号番号	公立三重							所属所名	
組合員 氏名								所属所 コード	
利用日	令和	年	月	日	連絡先 電話番号	-			
利用区分	※利用区分をチェックしてください。商品購入の場合は商品名 (【例】おせち料理) を記入してください。 <input type="checkbox"/> レストラン利用 <input type="checkbox"/> 宴会利用 <input type="checkbox"/> 商品購入 ()								
減免 申請額	※申請額をチェックしてください。飲み物代、税、サービス料は減免の対象となりません。								
	<input type="checkbox"/> 1,000円 <input type="checkbox"/> 2,000円 <input type="checkbox"/> 3,000円 <input type="checkbox"/> 4,000円 <input type="checkbox"/> 5,000円	利用区分 宴会利用 ※1 レストラン利用 ※1 おせち料理の購入 ※2 その他商品購入 ※2	利用・購入金額 ※3 1回の利用が 5,000円以上10,000円未満 1回の利用が10,000円以上 1回の利用が 3,000円以上 6,000円未満 1回の利用が 6,000円以上 1回の購入金額 5,000円につき 1回の購入金額 3,000円につき	減免額 1,000円 2,000円 1,000円 2,000円 1,000円 ※4 1,000円	※1. 組合員の利用分を対象とします。 ※2. 組合員の支払分を対象とします。 ※3. いずれも飲み物代、税、サービス料を除きます。 ※4. 1回の購入につき、減免額の上限は2,000円とします。				
上記のとおり利用料金の減免を申請します。 公立学校共済組合三重支部長 様 令和 年 月 日 申請者氏名									
※プラザ洞津使用欄	予約 番号							確認	令和 年 月 日 担当

(利用に当たっての注意事項)

- 注1. 減免対象は、公立学校共済組合三重支部の組合員に限ります。ただし、任意継続組合員及び75歳以上の組合員は除きます。
- 注2. 組合員資格の有無は次表により判断します。

利用区分	組合員資格の判定基準
宴会、レストランの利用	利用日において組合員であること
おせち料理、その他企画商品の購入	注文日において組合員であること
- 注3. 減免額は、組合員一人当たり年度内 5,000円を上限とします。
- 注4. 利用日当日、組合員証を提示のうえ、この申請書をプラザ洞津に提出し、補助券の交付を受けてください。事後の請求はできません。
- 注5. 精算の際にレジ又はフロントに補助券を提出し、利用・購入料金から減免額を差し引いた金額を支払ってください。
- 注6. 利用者が不正に減免を受けた場合 (組合員以外の者が使用した場合等)、減免された金額を返納していただきます。